

◎一般事業主行動計画の内容

- ・計画期間 平成 25 年 9 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日（第 2 回）

「目標 1」

妊娠した職員へ各種制度の周知を図る。

「対策」

育児、介護休業法に基づく育児休業、時間外労働・深夜勤務の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を図る。そして、疑問点等を相談できる窓口を設置し内容の説明と活用促進を目指す。

「目標 2」

産前産後の休暇中、育児休業中の職員が原職にスムーズに復帰できるように対象職員に情報提供を行なう。

「対策」

休業後変更になった職務に関する専門知識、技能及び研修等で学んだ事項について対象職員に研修資料、報告書等で継続的に情報提供を行なう。

「目標 3」

勤務時間制度の弾力化及び勤務場所への配慮を行なう。

「対策」

子育て中の職員、小学校就業前・小学校低学年の子供を育てる職員に対して、短期勤務制度、時差出勤、時間外労働の免除制度を取り入れる。
また、安心して子育てが行なわれるよう異動希望や業務の見直しを行なう。

「目標 4」

出産や子育てによる退職者について再雇用の促進を図る。

「対策」

定期的に情報交換を行ない再雇用に働きかけ、復帰に向けて障害を取り除くための援助・助言を行なう。

◎我が社の両立支援の取組み内容

第 1 回（平成 23 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日）に
実施した取組み

- ・基本の方針を記載したチラシを配布した

「基本の方針

～安心して子育てができるように職場で支援しましょう～」

①妊娠中及び出産後における支援

②育児休業等が取得しやすい環境の整備

③休暇の取得促進

④勤務時間制度の弾力化

⑤人事異動における配慮等

- ・妊娠した女性社員へ各種制度を紹介したチラシを配布し
また 母性保護を徹底するためガイドブック、連絡カードを
活用した支援を行なった
- ・通院休暇制度を導入した

実績

- ・出産後職場復帰した職員
- ・子の看護休暇を取得した職員
- ・育児休業を取得した職員
- ・子育て中に短期間勤務、時差出勤、職場の見直し等を行なった職員